



NIAD-UE



放送大学

大学評価・学位授与機構で学士の 学位取得をめざす方への説明会

主 催：独立行政法人大学評価・学位授与機構 放送大学

日 時：平成28年2月7日（日） 10時～12時

場 所：放送大学東京文京学習センター 多目的講義室1

単位積み上げ型の 学士の学位授与制度

大学評価・学位授与機構による 学士の学位授与制度

沿革

- 平成3(1991)年7月
学位授与機構 創設
日本において大学以外で学位を
授与する唯一の機関
生涯学習の推進
- 平成12(2000)年4月
大学評価・学位授与機構に改組
- 平成16(2004)年4月
独立行政法人 大学評価・学位授与
機構 設立
- 平成28(2016)年4月
独立行政法人 大学改革支援・
学位授与機構 (法人統合)



大学評価・学位授与機構による 学士の学位授与制度

特徴

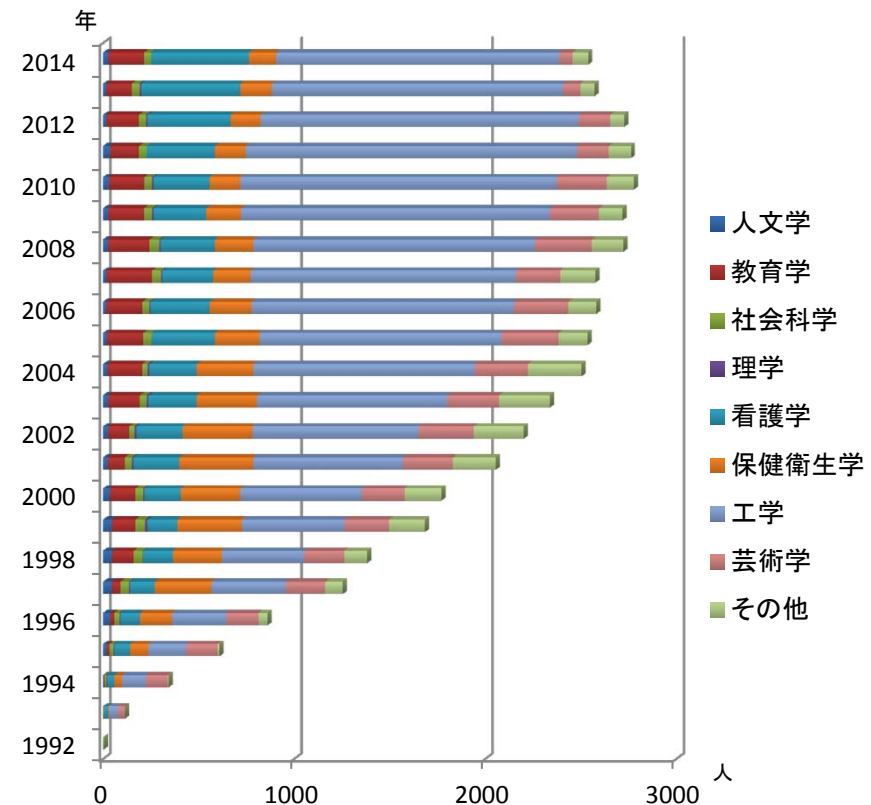
- 個人が高等教育段階で
行なった学習の成果を評価し、
大学の卒業者と同等の学力を
有する者に学士を授与

1992年から2014年までに
単位積み上げ型の学士の
学位授与制度により、延べ
43,636人が機構の学士を取得

- 多様な専攻分野で学士を授与

文学、神学、教育学、社会学、
教養又は学芸、社会科学、法学、
政治学、経済学、商学、経営学、
理学、薬科学、看護学、保健衛生学、
鍼灸学、口腔保健学、柔道整復学、
栄養学、工学、芸術工学、商船学、
農学、水産学、家政学、芸術学、
体育学（28分野）

機構の学士の学位取得者数の推移
(単位積み上げ型、1992～2014年)



単位積み上げ型の学士の学位授与制度

学位取得のための単位の修得

基礎資格を有する者

短期大学・高等専門学校 卒業

専修学校専門課程 修了(大学への編入学を認められる課程)

大学に2年以上在学し62単位以上修得



大学における**一定の単位の修得**(科目等履修生制度など)

機構が定める**単位修得の要件**と**専攻の区分**ごとの
「**修得単位の審査の基準**」を満たす単位の修得
(28種類の専攻分野 60の「専攻の区分」)

大学院

大学

積み上げ単位(大学での科目履修など)

短期大学

専門学校

高等
専門
学校

後期中等教育

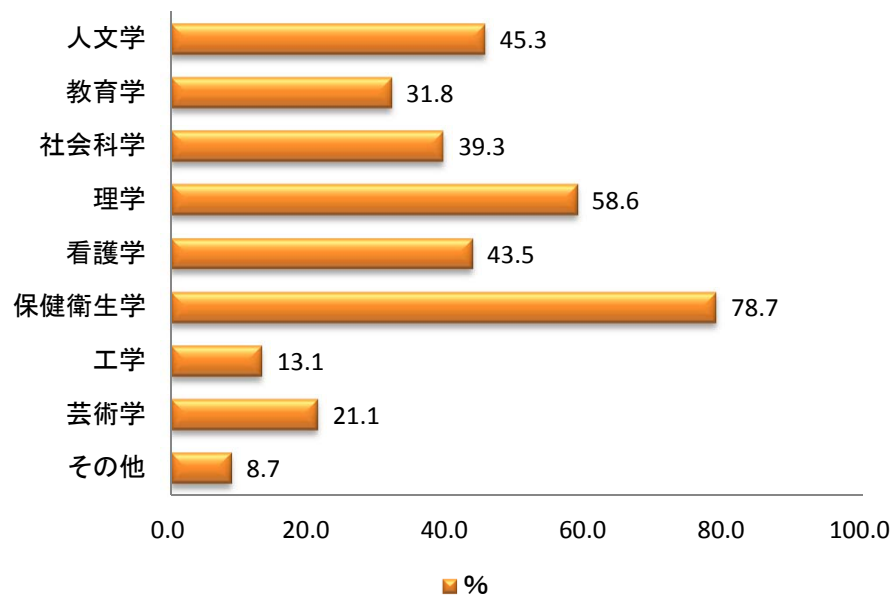
単位の
修得

単位積み上げ型の学士の学位授与制度 学位取得のための単位の修得

「基礎資格を有する者」に該当した後の
大学における単位の修得

- 大学の科目等履修生制度等

放送大学で修得した単位を申告した
申請者の割合 (2010～2014年度合計、分野別)



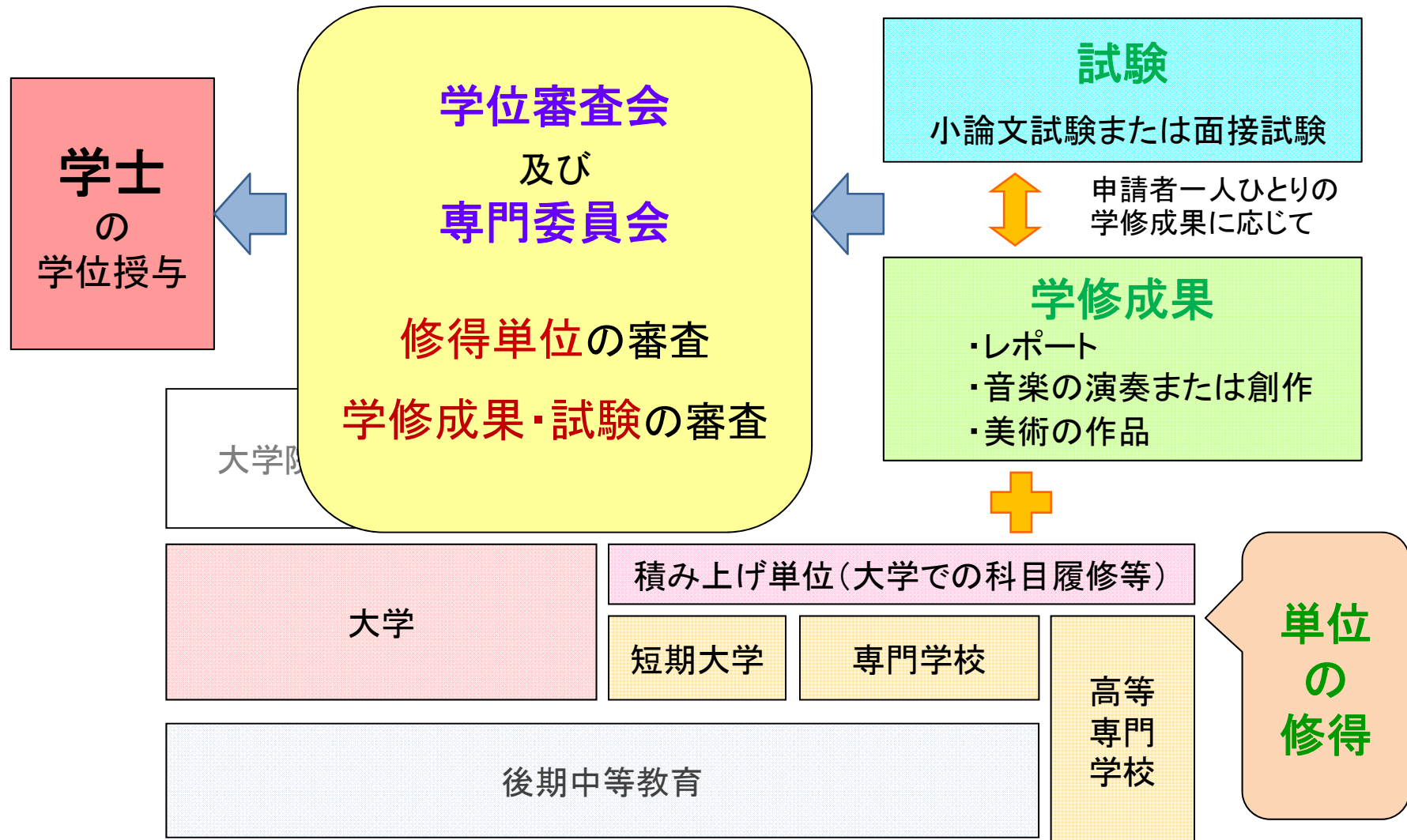
放送大学を利用して
大学評価・学位授与機構で
学士を得ようとする方へ

平成27(2015)年度

放送大学

単位積み上げ型の学士の学位授与制度

学修成果・試験と審査



機構の学士の学位授与に係る審査の2本柱

- 修得単位の審査
 - 学修成果・試験の審査
- なぜ学修成果の提出を求め、試験を実施するのでしょうか？
→ 「学士」取得者に求められる力を、個々の申請者について審査
- ※ 学修成果をレポートとする場合…小論文試験
学修成果を演奏・創作（音楽）、作品（美術）とする場合…面接試験
- だれが審査するのでしょうか？
→ 学位審査会 専門委員会（19）部会（42）、専門委員（約350名）
全国の大学の教授（当該専門の事項に関し学識経験のある者）
- 専攻の区分に係る学士の水準の学力を有するか、を審査
学修成果の内容と学修成果に応じて出題される問いへの解答
専門委員との学術的な対話
- ⇒ 学位の質の保証

大学評価・学位授与機構による 学士の学位授与制度について

・機構ウェブサイト

<http://www.niad.ac.jp>

・「新しい学士への途」などの資料

http://www.niad.ac.jp/n_gakui/shinseishiryou/index.html

・学位審査課（お問い合わせ専用）

Tel: 042-307-1550

受付時間 9:00-12:00 13:00-17:00（土・日曜、祝日、年末年始を除く）



学位取得のための 単位の修得 －考え方と方法－

(機構の単位修得の考え方)

大学における単位の修得モデル

124単位＋

専門科目



専門基礎科目



教養科目

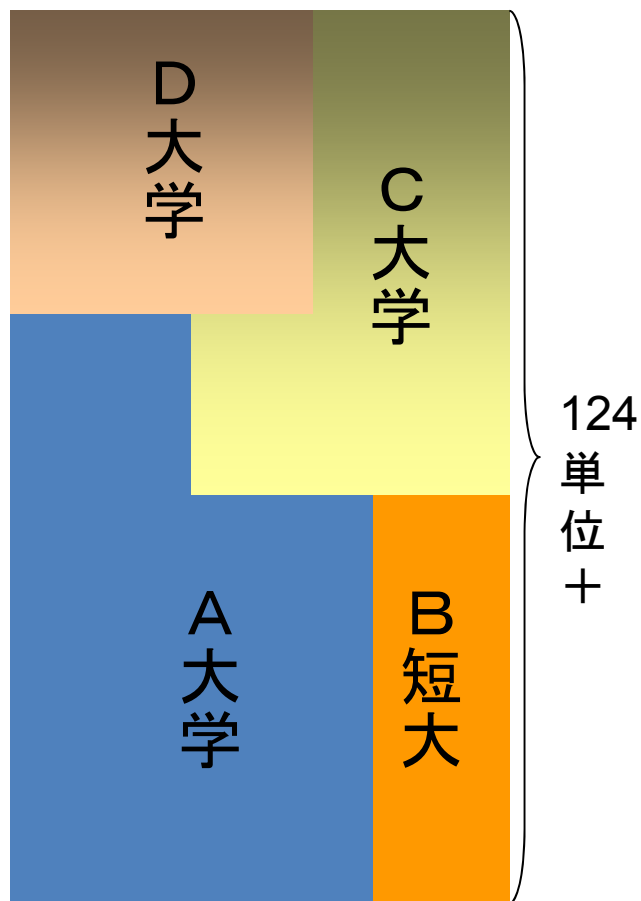
原則としてひとつの機関に
所属して124単位以上を
体系的に修得

Ⅱ

学 士

(機構の単位修得の考え方)

単位累積加算モデル(理念型*)



複数の大学での単位修得

単位の総数
学習内容の体系性

II

学 士

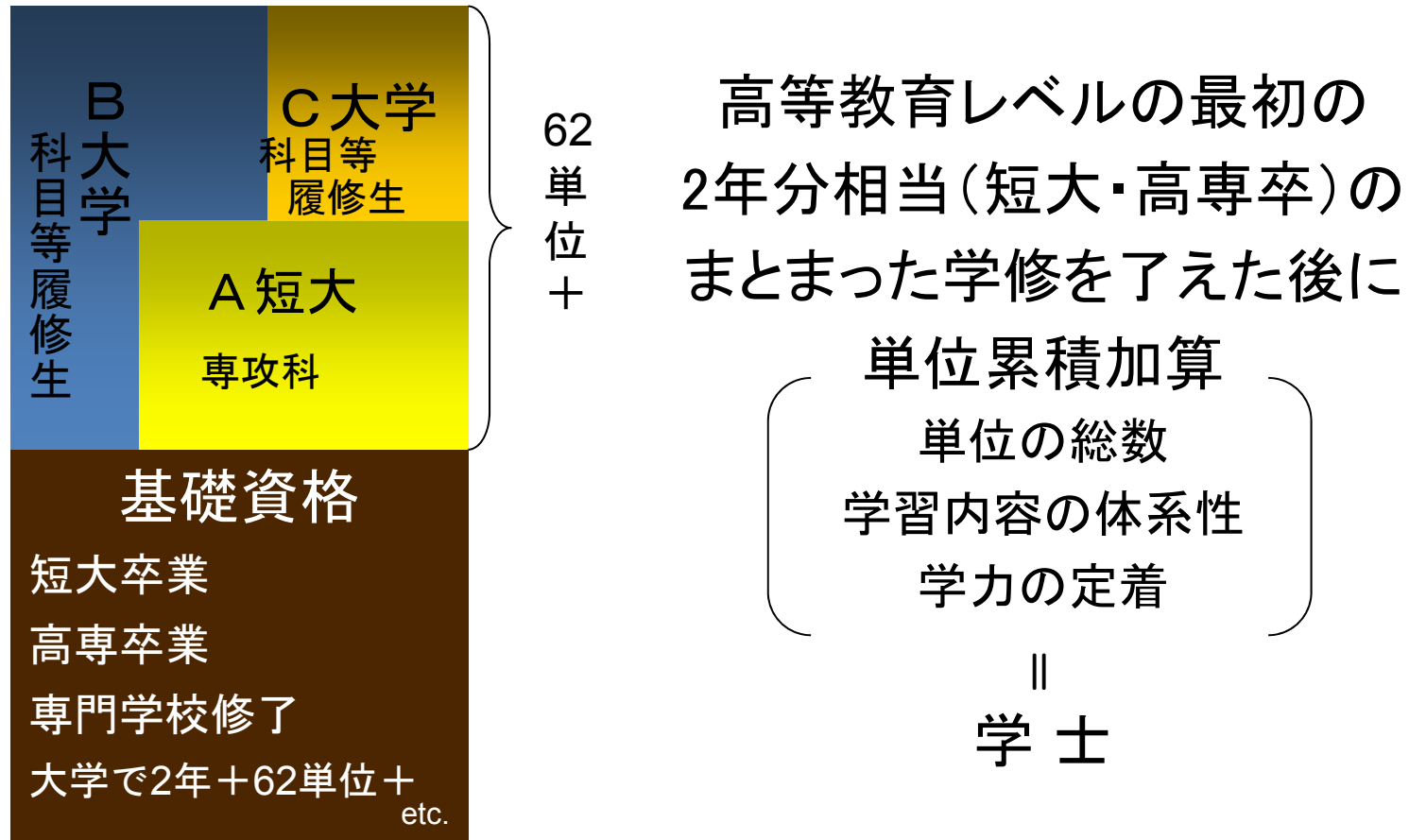
このような制度もあり得るのでは？

(単位累積加算制度の基本的考え方)

*これは実現していません

(機構の単位修得の考え方)

機構の学士の学位授与制度(実際)



基礎資格とは何か

- 単位累積加算の基礎となり得る、高等教育2年以上のまとまりのある学修

基礎資格区分1

- ・ 2年制短大卒業
- ・ 高専卒業
- ・ 修業年限2年以上の専門学校修了
- ・ 外国での14年以上の学校教育課程修了

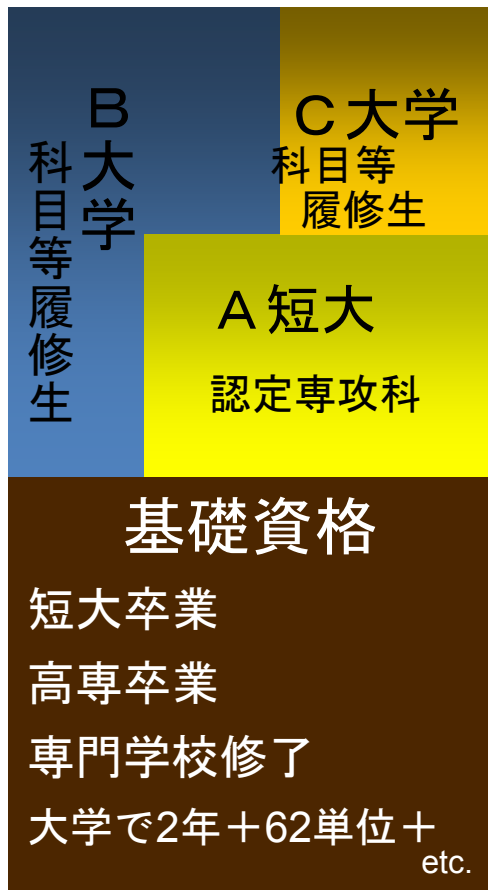
基礎資格区分2

- ・ 3年制短大卒業
- ・ 修業年限3年以上の専門学校修了
- ・ 旧国立工業教員養成所／旧国立養護教員養成所卒業
- ・ 外国での15年以上の学校教育課程修了

基礎資格区分3

- ・ 大学の学生として2年以上在学し62単位以上修得

累積できる単位(積み上げ単位)

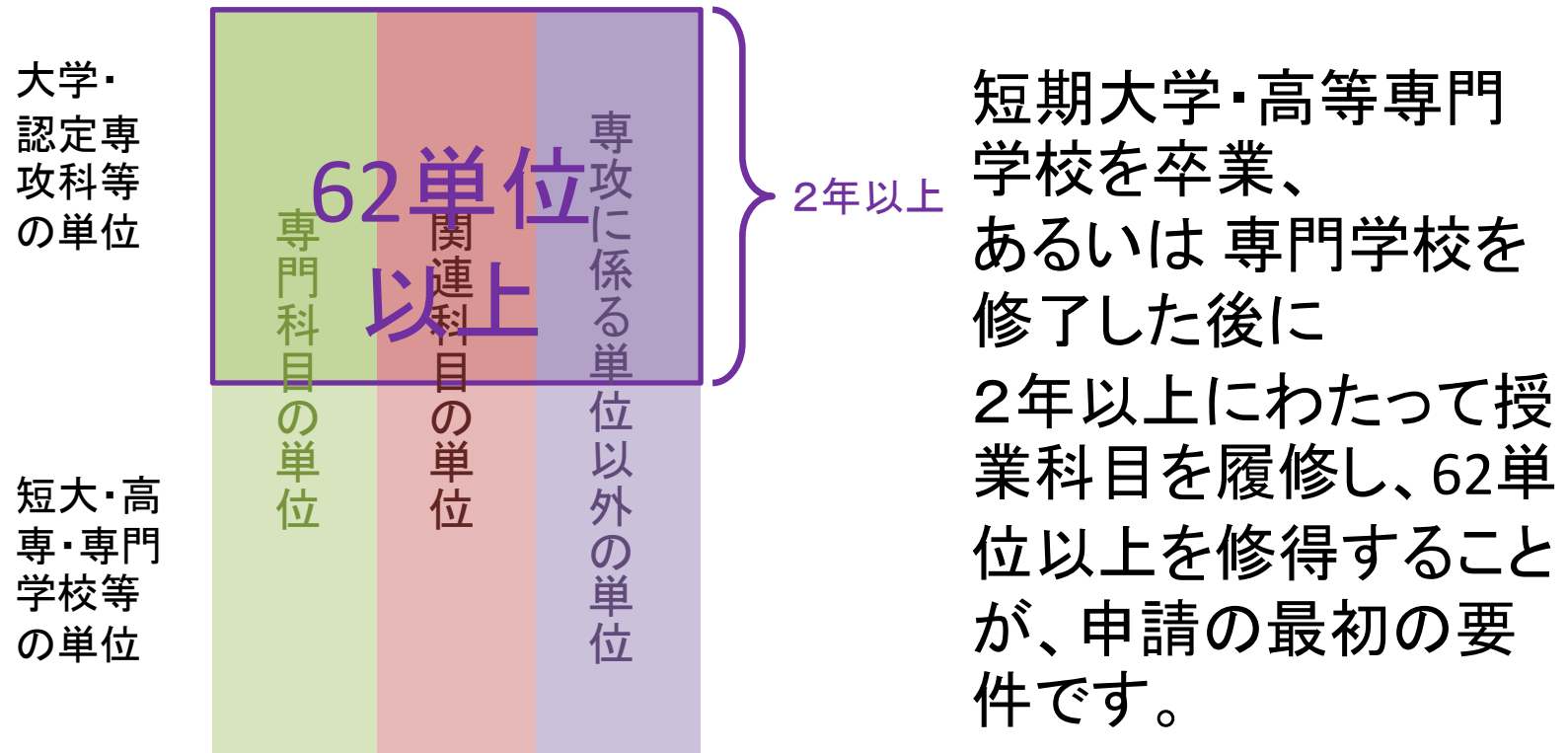


- **大学の単位**(日本の四年制大学)
 - 学位課程の学生として／科目等履修生として
- **大学の専攻科の単位**(日本の四年制大学)
- **大学院の単位**(日本の大学院)
 - 学位課程の学生として／科目等履修生として
- **短大専攻科の単位**(機構が認定したもの)
- **高専専攻科の単位**(機構が認定したもの)
 - 機構が認定した短大・高専専攻科の一覧
http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/senkouka/

基礎資格区分1の単位修得(1)

(2年制短大卒/高専卒/修業年限2年相当の専門学校修了等)

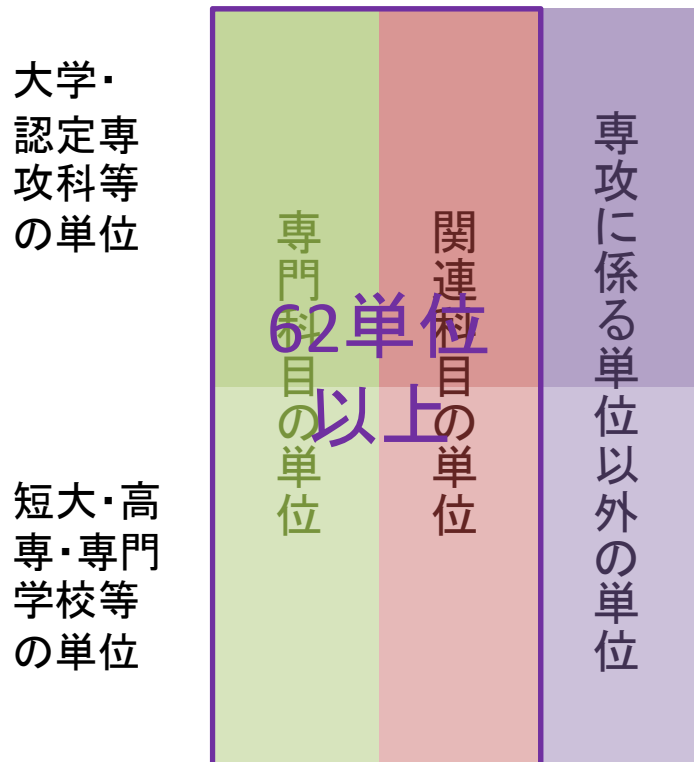
- 「新しい学士への途」pp.9-10



基礎資格区分1の単位修得(2-1)

(2年制短大卒/高専卒/修業年限2年相当の専門学校修了等)

- 「新しい学士への途」pp.9-10



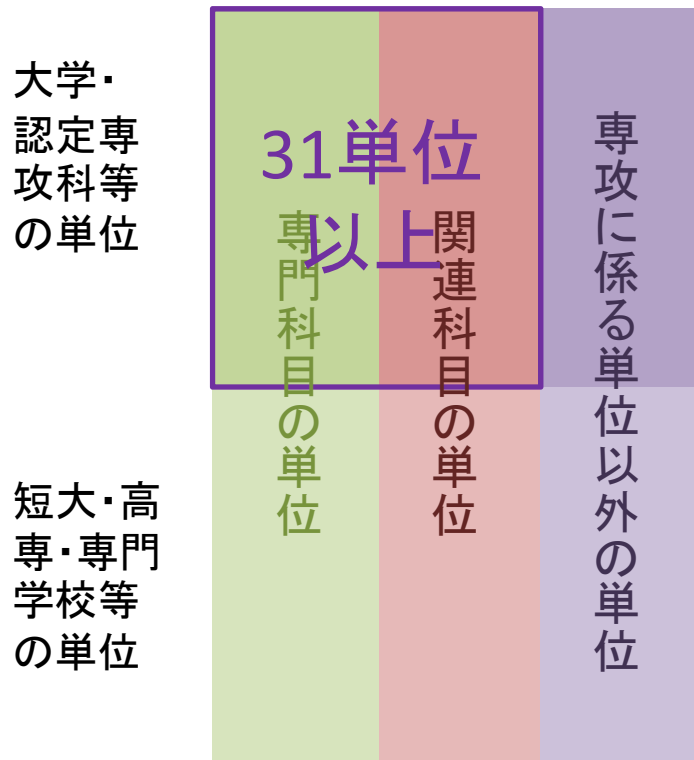
専門科目の単位＋関連科目の単位(専攻に係る単位)は、全体で62単位以上修得する必要があります。

このとき、自身が申請しようとする専攻の区分ごとの修得単位の基準(→p43以降)を同時に満たす必要があります。

基礎資格区分1の単位修得(2-2)

(2年制短大卒/高専卒/修業年限2年相当の専門学校修了等)

- 「新しい学士への途」pp.9-10



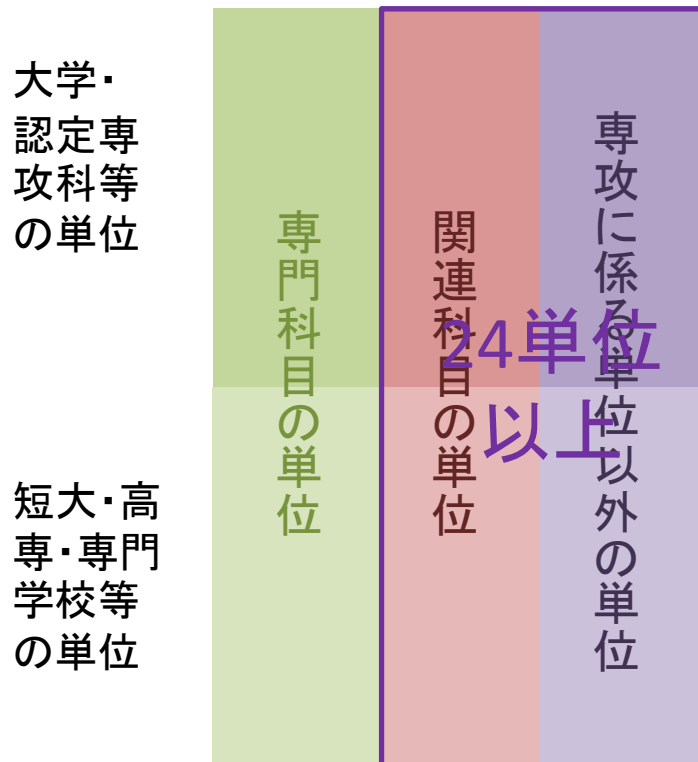
専門科目＋関連科目のうち31単位は、大学や認定専攻科等で修得する必要があります。

このとき、31単位の中には専門科目の単位を含める必要があります。

基礎資格区分1の単位修得(3)

(2年制短大卒/高専卒/修業年限2年相当の専門学校修了等)

- 「新しい学士への途」pp.9-10

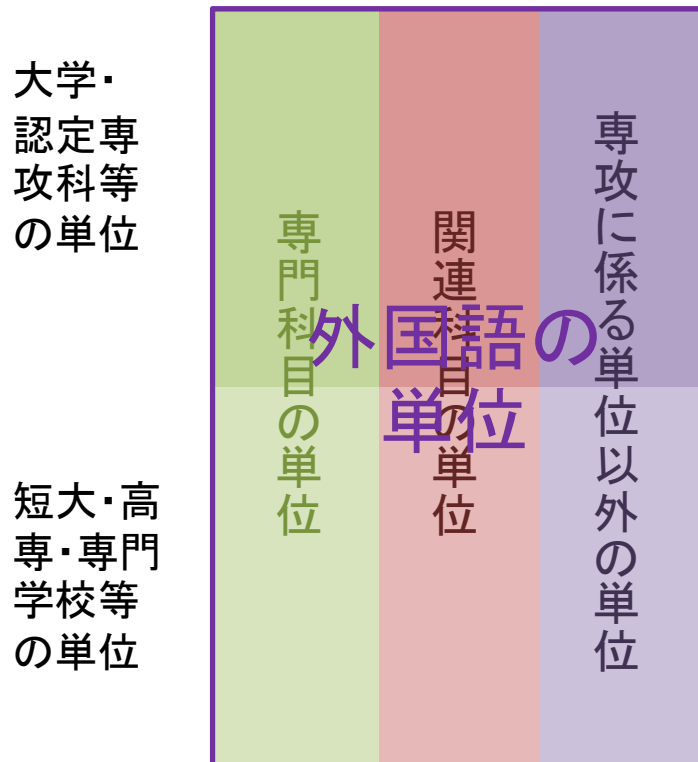


関連科目の単位＋専攻に係る単位以外の単位は、全体で24単位以上修得する必要があります。

基礎資格区分1の単位修得(4)

(2年制短大卒/高専卒/修業年限2年相当の専門学校修了等)

- 「新しい学士への途」pp.9-10



修得単位の中に、外国語（日本語以外の言語）の単位を含む必要があります（出身国は問いません）。
学士（文学）の場合、自身の申請しようとする専攻の区分が外国語に関するものであるときには、その外国語以外の外国語の単位が必要です。

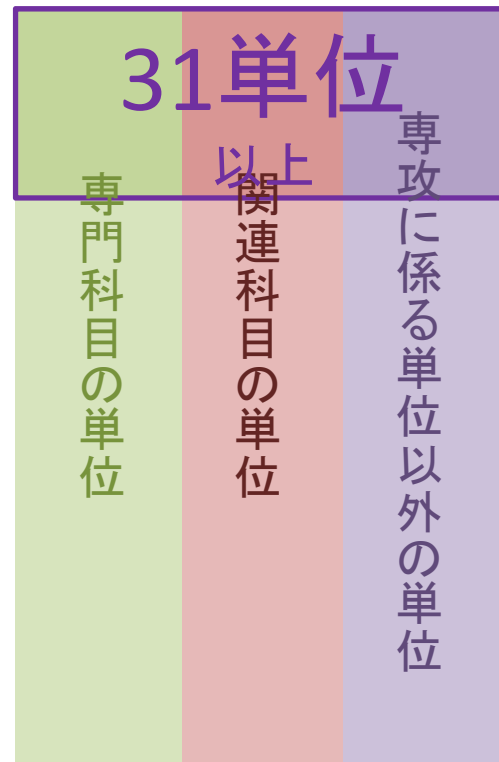
基礎資格区分2の単位修得(1)

(3年制短大卒/修業年限3年相当の専門学校修了等)

- 「新しい学士への途」pp.11-12

大学・
認定専
攻科等
の単位

短大・専
門学校
等
の単位



1年以上

短期大学を卒業、
あるいは専門学校を
修了した後に
1年以上にわたって授
業科目を履修し、31単
位以上を修得すること
が、申請の最初の要
件です。

短大のうち、3年の修学で2年分の課程を修了できるケースの場合は基礎資格区分1に該当します。

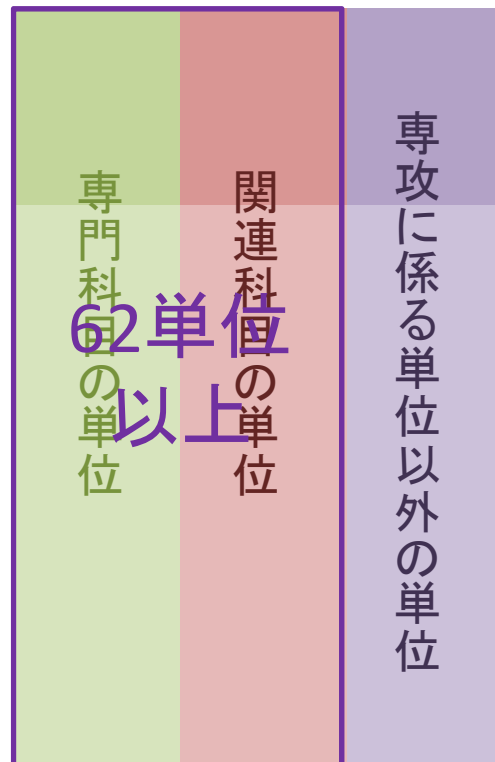
基礎資格区分2の単位修得(2-1)

(3年制短大卒/修業年限3年相当の専門学校修了等)

- 「新しい学士への途」pp.11-12

大学・
認定専
攻科等
の単位

短大・専
門学校
等
の単位



専門科目の単位＋関連科目の単位(専攻に係る単位)は、全体で62単位以上修得する必要があります。

このとき、自身が申請しようとする専攻の区分ごとの修得単位の基準(→p43以降)を同時に満たす必要があります。

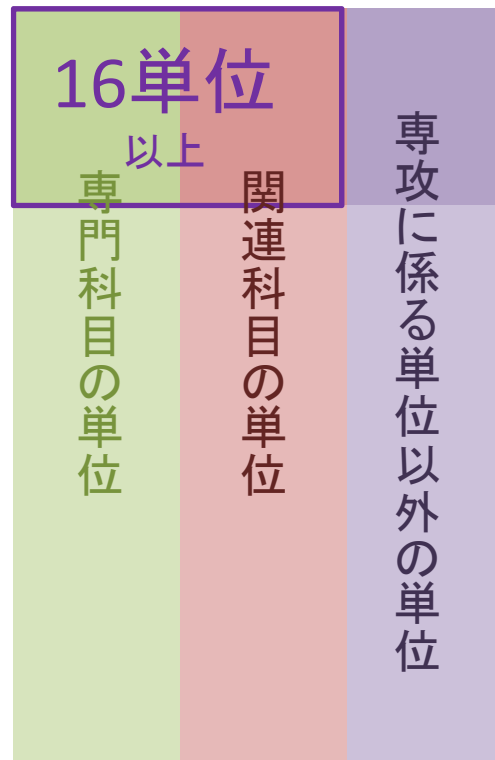
基礎資格区分2の単位修得(2-2)

(3年制短大卒/修業年限3年相当の専門学校修了等)

- 「新しい学士への途」pp.11-12

大学・
認定専
攻科等
の単位

短大・専
門学校
等の
単位



専門科目＋関連科目のうち16単位は、大学や認定専攻科等で修得する必要があります。

このとき、16単位の中には専門科目の単位を含める必要があります

基礎資格区分2の単位修得(3)

(3年制短大卒/修業年限3年相当の専門学校修了等)

- 「新しい学士への途」pp.9-10

大学・
認定専
攻科等
の単位

短大・専
門学校
等
の単位

専門科目の単位

関連科目の単位

専攻に係る単位以外の単位

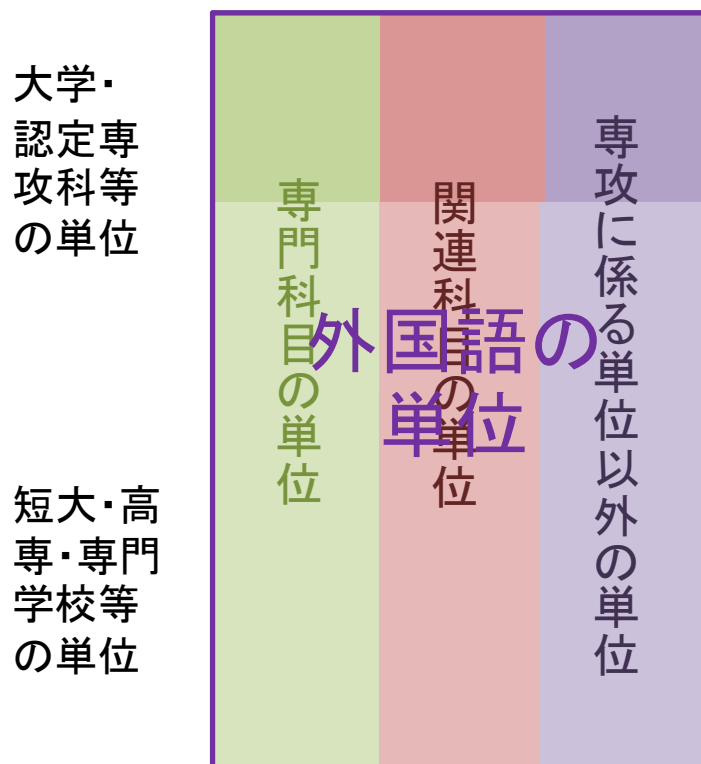
24単位以上

関連科目の単位＋専攻に係る単位以外の単位は、全体で24単位以上修得する必要があります。

基礎資格区分2の単位修得(4)

(3年制短大卒/修業年限3年相当の専門学校修了等)

- 「新しい学士への途」pp.11-12



修得単位の中に、外国語（日本語以外の言語）の単位を含む必要があります（出身国は問いません）。学士（文学）の場合、自身の申請しようとする専攻の区分が外国語に関するものであるときには、その外国語以外の外国語の単位が必要です。

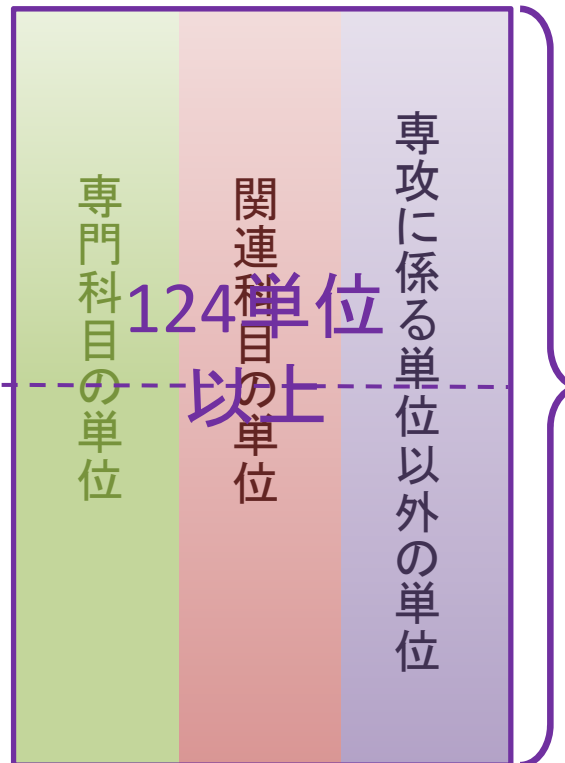
基礎資格区分3の単位修得(1)

(大学の学生として2年以上在学し62単位以上を修得)

- 「新しい学士への途」pp.13-14

大学・
認定専
攻科等
の単位

大学の
学生とし
て
2年以上
在学し
62単位
以上修
得



大学の学生として2年以上在学し62単位以上を修得した後、全体で4年以上にわたって124単位以上を修得することが申請の最初の要件です。

基礎資格を満たした直後に退学する必要はありませんが、大学の正規の学生(放送大学ならば全科履修生)が機構に学位を申請することは認められていません。

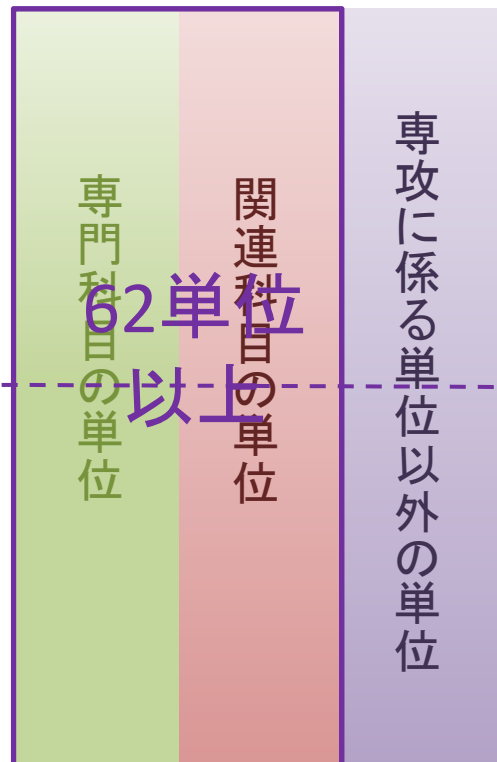
基礎資格区分3の単位修得(2)

(大学の学生として2年以上在学し62単位以上を修得)

- 「新しい学士への途」pp.13-14

大学・
認定専
攻科等
の単位

大学の
学生とし
て
2年以上
在学し
62単位
以上修
得



専門科目の単位＋関連科目の単位(専攻に係る単位)は、全体で62単位以上修得する必要があります。

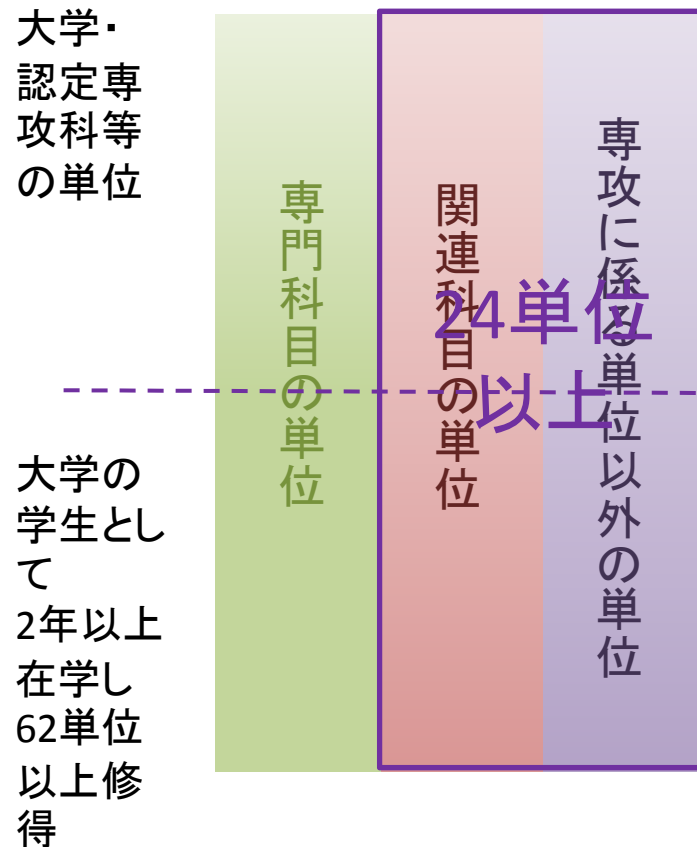
このとき、自身が申請しようとする専攻の区分ごとの修得単位の基準

(→p43以降)を同時に満たす必要があります。

基礎資格区分3の単位修得(3)

(大学の学生として2年以上在学し62単位以上を修得)

- 「新しい学士への途」pp.13-14



関連科目の単位＋専攻に係る単位以外の単位は、全体で24単位以上修得する必要があります。

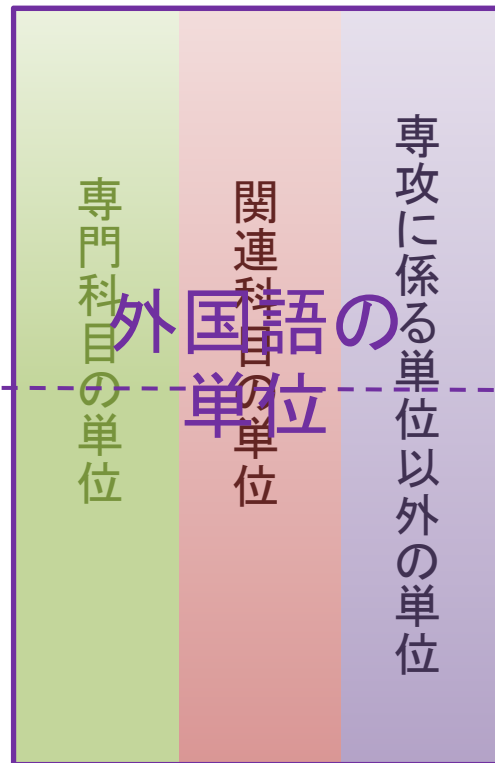
基礎資格区分3の単位修得(4)

(大学の学生として2年以上在学し62単位以上を修得)

- 「新しい学士への途」pp.13-14

大学・
認定専
攻科等
の単位

大学の
学生とし
て
2年以上
在学し
62単位
以上修
得



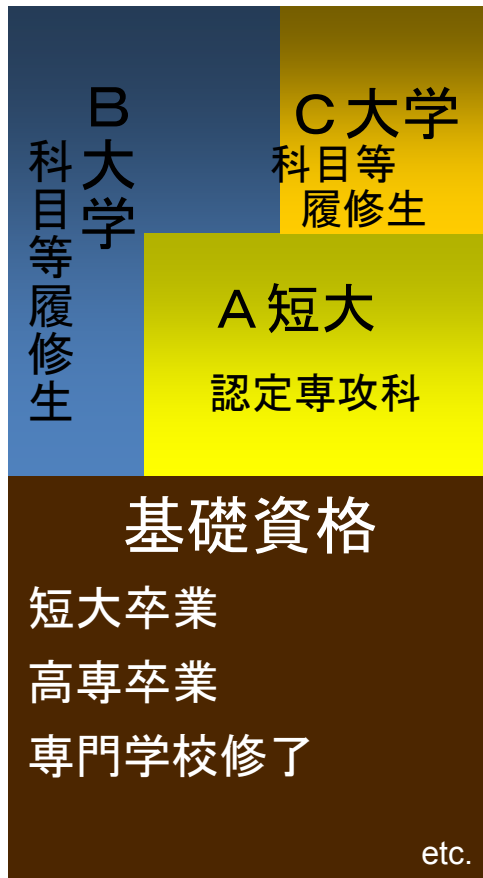
修得単位の中に、外国語
(日本語以外の言語)の単
位を含む必要があります
(出身国は問いません)。

学士(文学)の場合、自身の
申請しようとする専攻の区
分が外国語に関するもので
あるときには、その外国語
以外の外国語の単位が必要
です。

専門学校(専修学校専門課程)の単位

- 時間制の専門学校(専修学校専門課程)での学修履歴を持つ方が、機構に申請する際には、当該の専門学校による修業時間から単位への換算の証明を受ける必要があります。

基礎資格となり得る学歴が複数あるとき



例1) 短期大学を2度卒業した

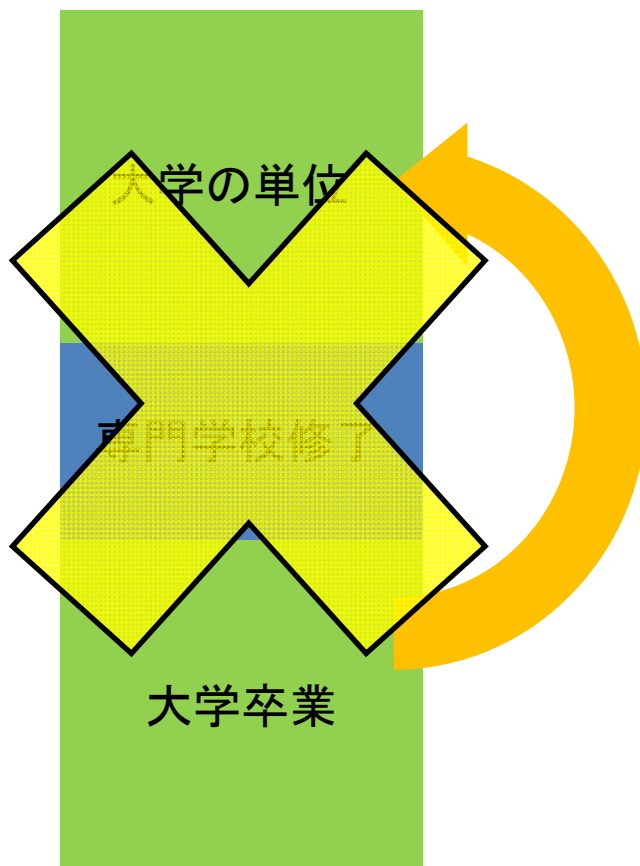
例2) 短期大学を卒業した後専門学校を卒業した



修得した単位はすべて申告することができます。

ただし、基礎資格を有する者に該当したあとに、「大学や認定専攻科等の単位」を要件に沿って修得しなければ申請資格はありません。

大学卒業後に専門学校で学んだ場合

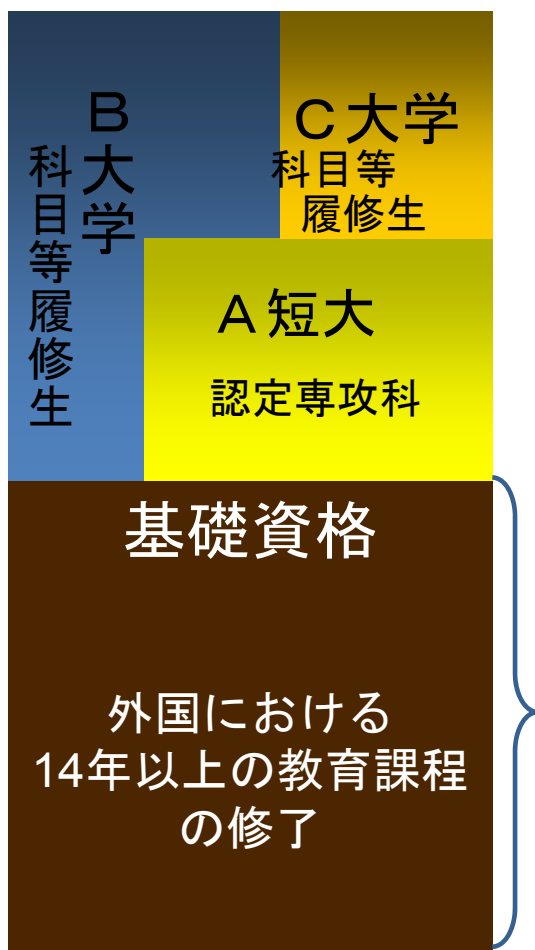


例) 大学を卒業して学士(文学)を得た。その後専門学校を修了して臨床検査技師の資格を取った。専門学校を基礎資格として、過去に卒業した大学の単位を基礎資格を有した後に修得すべき単位として申請できるか？



できません。基礎資格を有した後に修得すべき単位として申請できる単位は、基礎資格を満たした「あと」に修得した単位です。専門学校を基礎資格とする場合は新たに大学、認定専攻科等で単位を修得する必要があります。

外国での学歴があるとき



例1) 韓国の専門大学を卒業した

例2) アメリカのコミュニティ・カレッジを卒業した

例3) カナダの大学に2年半在学して100単位修得後に中退した。

例4) マレーシアの大学を卒業した



外国の高等教育機関のうち、日本の大学・短大等に相当する教育課程を「修了」していれば、基礎資格を有することになります。

例1, 2, 4には基礎資格が認められます。

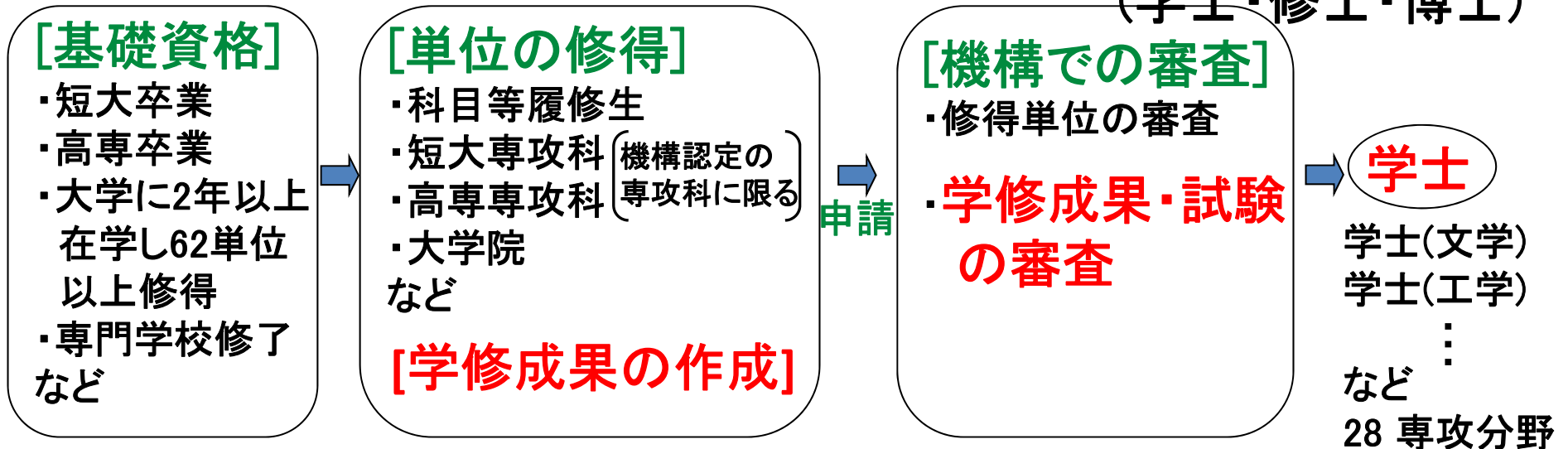
外国での学歴については、資格の確認のため、申請前に予め機構の学位審査課に照会してください。

学修成果の作成 および 試験についての留意事項

機構の学位授与事業

短期大学・高等専門学校卒業者及び専門学校修了者等
への学位授与（学士）

機構認定の教育施設(各省庁大学校)の課程修了者への学位授与
(学士・修士・博士)



学修成果とは

- 単位修得を通じて身についた学力の証拠となるもの
 - レポート
 - または作品, 演奏, 創作(芸術学)
- 学位の取得を希望する専攻の区分に即した特定のテーマ(課題)についての学修の成果
- テーマは, 単位を修得した授業科目のうち「専門科目」に該当すると判断した授業科目を基礎として, 自ら設定する

学修成果(レポート)の注意点

- レポート: **学士の水準の学力を有しているかどうか**を審査するための資料
⇒「学士の水準として十分な学力を身につけている」
「相応の量の学修に基づいて作成されている」
ことが判定できる内容でなければならない
- レポートの内容: **各自が設定したテーマについて、根拠に基づいてあなた自身の考察・意見を論述したもの**
 - 調査や実験を必須とはしない
 - 指導教員の指導のもとに作成される必要もない

レポートの内容として不適切なもの

- 「単に統計や調査の結果を述べただけのもの」
- 「事例研究などにおいて事実の推移を単に記録しただけのもの」
- 「文献等を単に要約しただけのもの」
- 「外国語の論文等を単に翻訳しただけのもの」
- ⋮

これらのような

「あなた自身の考察や意見がないもの」

「主張や感想を根拠なく述べただけのもの」は、

この制度におけるレポートの内容としては不適切

機構が求めるレポート

- テーマ設定の目的や意義が明示
- テーマに関する学修が踏まえられ、一定量の知識、理解に基づく
- 適切な学修とその十分な記述（倫理的配慮）
- 申請者個人の考察と結論を明示
- 論考の過程、考察の根拠を明示

→A4判(40字×30行)で10～17ページ

→本文とは別に要旨(1000字程度)

→単著、日本語、参考文献はレポートの最後に

「新しい学士への途」 pp.18～28

学修成果(レポート)の書き方

- まず第一に、何を主張したいかを明確に！
- レポート＝構造化された文章

構造を明確にするために章立て(アウトライン)を考える。

- (0) **タイトル**:このレポートを読んだら何がわかるか
- (1) **はじめに**:問題提起と背景、レポートの目的
- (2) **本体**
 - 何を(対象)、どのように(方法)、どこまでやったか(結果)
 - 結果に対する自身の考え(考察)
- (3) **まとめ(おわりに、結論)**
- (4) **引用、参考文献一覧**

(参考図書)

戸田山和久 新版「論文の教室(レポートから卒論まで)」
NHKBooks1194、NHK出版(2012)

学修成果の例(専攻の区分:国語国文学)

【宮沢賢治作品における「救済」について】

1. はじめに

賢治の作品に表れる「救済」(問題設定)

2. 作品の解釈

賢治研究の蓄積(先行研究検討)

「よだかの星」と「猫の事務所」(学修対象の選定理由)

3. 賢治の生涯と「救済」

賢治の生い立ち、

農業実践者としての賢治、教育者としての賢治、仏教者としての賢治

4. 「よだかの星」、「猫の事務所」における救済

弱者としての「よだか」と「かま猫」、救済と仏教思想

5. おわりに

賢治作品における「救済」と仏教の影響(設定した問題への答え)

参考文献

学修成果の例 (専攻の区分: 応用化学)

【シリコン化学気相成長法における製膜前駆体の検出】

1. 序論

研究背景、既往の研究、このレポートの意義と目的 (問題提起と目的)

2. 実験方法

キャビティーリングダウン吸収分光法、実験装置、実験条件
(用いた方法の詳細な説明、実験条件や試料の説明)

3. 実験結果と解析

吸収スペクトル、時間分解スペクトル、量子化学計算と反応機構解析
(実験結果の図、表を用いた説明と結果の解析)

4. 考察

吸収物質の同定、同定の妥当性の検討、分解生成物について
(結果に対する論証)

5. 結論 (結論と今後の展望)

参考文献

倫理的配慮について

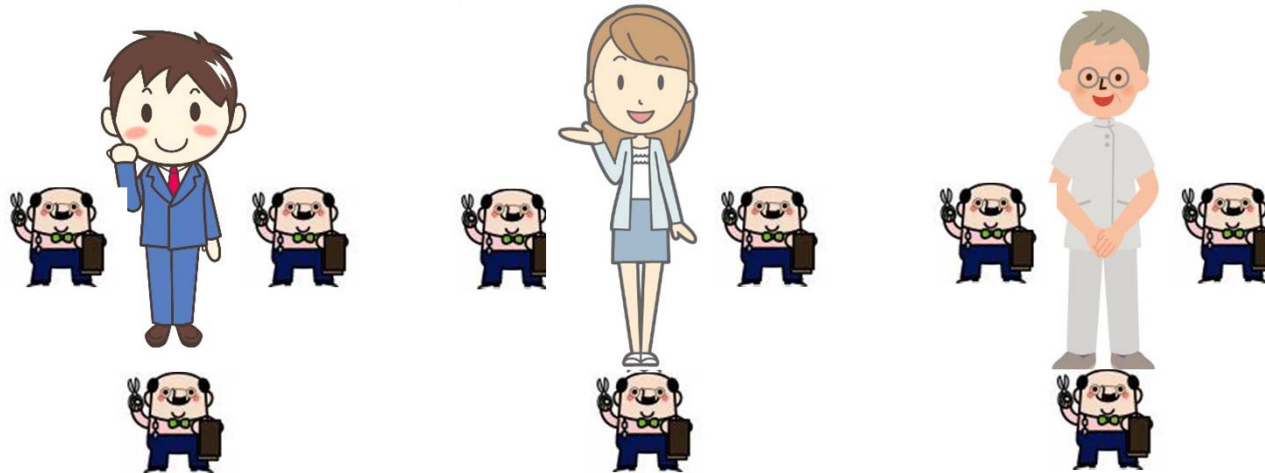
- 共同研究の場合 ⇒ 共同研究者の了解を得たうえで、
あなた自身の果たした役割を明記
- 個人が特定できるデータが得られた場合 ⇒
個人の特定ができない内容とするとともに、
データを適切に管理
- 盗用(剽窃)、データのねつ造や改ざん等の
不正行為を行わない
- すでにこの制度により学士の学位を取得した方が他の専攻の区分に
おいて新たに学位授与の申請する際には
↓
過去に学位を授与された際のレポートの内容と
同一、または、ほぼ同一なものであってはいけない

試験とは？

- 学修成果に示された学力の証拠となるもの
 - － 小論文試験
 - － 面接試験(芸術学)
- 「学位授与試験」ではない
 - － 単位修得者
 - = 学修成果作成者
 - = 受験者
- 学士の水準にあるか？

小論文試験

受験番号	整理番号	専攻の区分	氏名
9999	1051099	栄養学	小平 太郎



ティーラメイドの小論文試験

- 紙と鉛筆の試験
- 90分・持ち込みなし

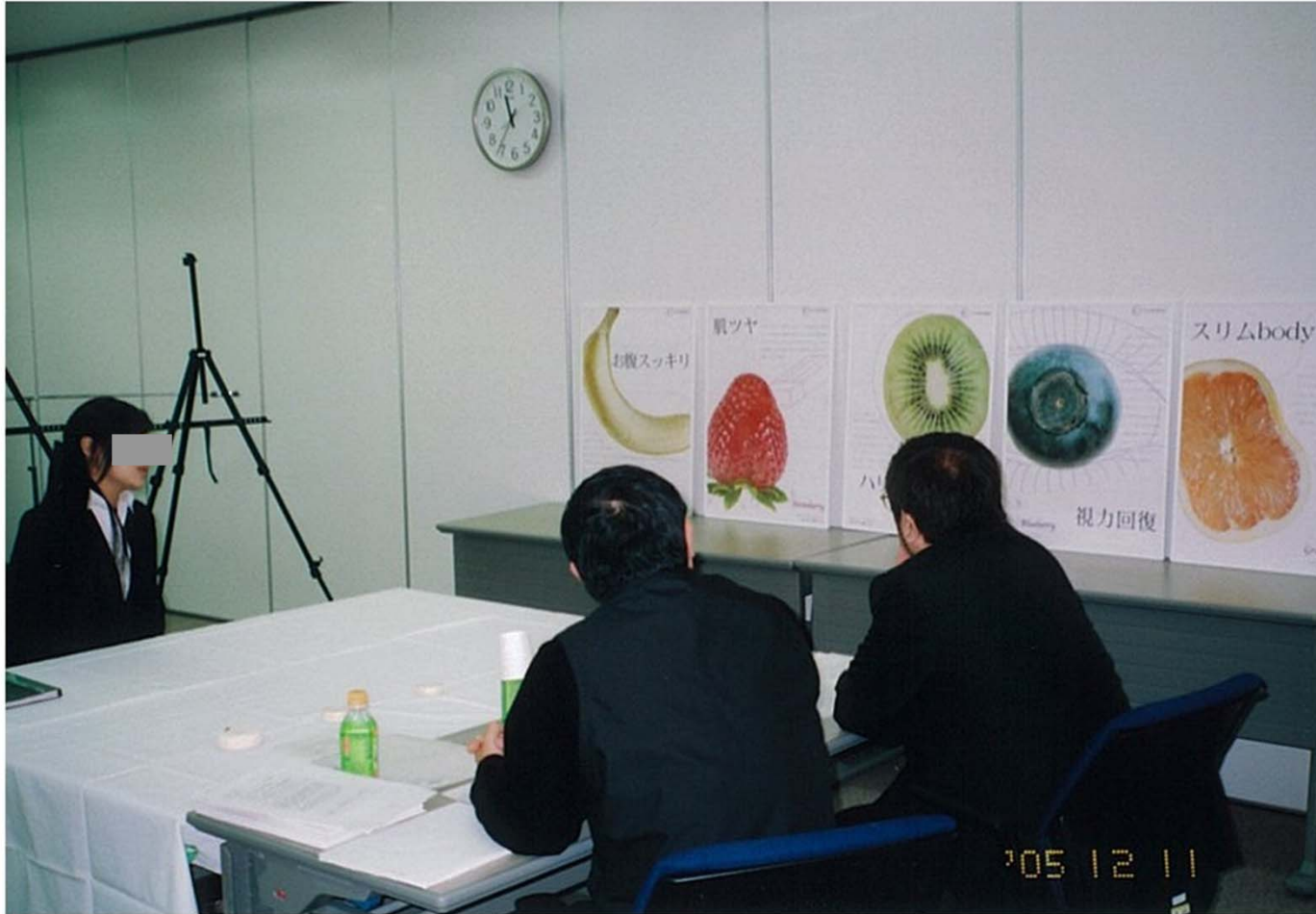
小論文試験風景



小論文試験の出題傾向

- 申請者本人が学修・執筆したかの確認
- 学修成果の内容を理解しているかの確認
- 過誤・不明部分等が指摘され、加筆・修正の要求
- 相応の量の学修がなされているかの確認
- 問題意識・考察等の追記の要求
- 学修成果の内容の背景に関する問題

面接試験(芸術学:美術, 音楽)



- 提出された作品(美術の作品・音楽の演奏ビデオ)に基づく質疑(約15分間)

「合」「否」の判定について

- 修得単位に関する 可／不可
- 学修成果＋試験に関する 可／不可
 - － 学修成果と試験は独立したものではなく、総合的に判断され学士の水準の学力を有するかが判定される

「不合格」の二つの理由

- 修得した単位が不足
- **学修成果・試験が不可**
 - イ 学修成果のテーマ設定が適切でない
 - ロ 学修成果の内容が水準に達していない
 - ハ 試験の結果、学修成果の内容が学力として定着しているとは認められない
 - ニ 試験を受けていない

⇒「**不可判定の理由**」通知文が届く

「否」になったら？

- 3年ルール

- 「修得単位の審査」と

- 「学修成果・試験の審査」の

- いずれか一方が「可」、もう片方が「不可」

- とされて「否」の判定を受けた場合

- ⇒ 「可」とされた審査結果は3年間有効

「新しい学士への途」 pp.41～42

試験についての留意事項

- 遅刻厳禁，原則として再試験はしない
 - 不正行為の禁止
 - － 受験票への書き込みも禁止
 - 年2回の申請
 - － 4月期(H28年度:4/1～4/7)
小論文試験会場:東京, 大阪
 - － 10月期(H28年度:10/1～10/7)
小論文試験会場:東京, 大阪
- なお，面接試験は東京会場のみ

大学評価・学位授与機構で
学士の学位取得をめざす方へ

～医療関連分野を参考に～

機構において取得可能な医療関係分野の学士

職業資格	機構の専攻の区分	専攻分野(取得可能な医療関係の学士)
看護師	看護学	看護学
臨床検査技師	検査技術科学	保健衛生学
臨床工学技士	臨床工学	
放射線技師	放射線技術科学	
理学療法士	理学療法学	
作業療法士	作業療法学	
言語聴覚士	言語聴覚障害学	
視能訓練士	視能矯正学	
歯科衛生士	口腔保健衛生学	口腔保健学
歯科技工士	口腔保健技工学	
鍼灸師	鍼灸学	鍼灸学
柔道整復師	柔道整復学	柔道整復学
栄養士	栄養学	栄養学

「看護学」における修得単位と専門科目の例(「新しい学士への途」p.74)

専門科目(40単位以上)

【A群(講義・演習・実験科目)】(16単位以上)

(A群のうち基礎看護学、母性看護学、小児看護学、成人看護学に関する科目を含むこと)

○基礎看護学に関する科目

看護学概論, 基礎看護技術, 臨床看護学総論, 看護科学論, 看護哲学, 看護倫理, 看護史, 看護制度論など

○母性看護学に関する科目

母性看護学概論, 母性臨床看護学, 母性看護援助論, 助産学概論, 基礎助産学, 助産診断・技術学など

○小児看護学に関する科目

小児看護学概論, 小児臨床看護学, 小児看護援助論, 小児看護方法論など

○成人看護学に関する科目

成人看護学概論, 成人臨床看護学, 成人看護援助論, 成人看護方法論など

○老人看護学に関する科目

老人看護学概論, 老年看護学概論, 老人臨床看護学, 老年看護援助論, 老年看護方法論など

○精神看護学に関する科目

精神看護学概論, 精神保健看護学, 精神看護援助論, リエゾン精神看護論など

○地域看護学に関する科目

地域看護学, 公衆衛生看護学概論, 地域看護方法, 家族相談援助論, 在宅看護論, 産業保健看護学など

【B群(実習科目)】(16単位以上)

○看護学に関する実習科目

基礎看護学実習, 母性看護学実習, 助産学実習, 小児看護学実習, 成人看護学実習, 老人看護学実習, 精神看護学実習, 地域看護学実習など

関連科目(4単位以上)

○医学に関する科目

○保健学に関する科目

○社会福祉学に関する科目

○医療情報科学に関する科目

「検査技術科学」における修得単位と専門科目の例

(「新しい学士への途」p.75)

専門科目(40単位以上)

【A群】(A群の4区分にわたること)

- 基礎・臨床医学に関する科目：医学概論、解剖学、生理学、病理学、細菌学など
- 基礎検査学に関する科目：検査管理学、検査機器総論、医用工学概論など
- 臨床検査学に関する科目：臨床検査総論、臨床検査医学各論、一般検査学など
- 臨床検査学に関する実習科目：臨床検査総論実習、臨床検査学各論実習など

【B群】

- 健康科学に関する科目：健康科学、栄養学、食生活論、健康管理学など
- 社会医学に関する科目：公衆衛生学、疫学、環境衛生学、医学関係法規など
- 統計学・情報科学に関する科目：統計学、情報科学、コンピュータ学など

関連科目(4単位以上)

- 専攻分野「保健衛生学」の他の専攻の区分の専門科目A群に区分される科目
- 生命科学に関する科目
- 理工学に関する科目
- 社会福祉・リハビリテーション論に関する科目

学修成果(レポート)作成のポイント

- 学位の取得を希望する申請者の学力が、学士の水準に達しているか否かを審査するための資料となるものです。
- したがって、取得を希望する専攻区分の学問分野に即したテーマを設定することが必要です。
- また、設定したテーマの目的や意義が明確に示され、方法や成果、考察が十分に述べられていることが必要です。
- 特に**自分自身の考察・意見**を論述したものであることが求められます。

「学修成果」作成の際に留意すべき 倫理的配慮

学修成果を作成する際には、次のような倫理的配慮が必要です。

- (1) 学修成果が研究グループなどによる共同研究・調査に基づく場合は、共同研究・調査者の了承を得たうえで、学修成果の中に共同研究・調査であることを明記し、あなた自身の果たした役割を明確に示すこと。

(2) 人を対象とする実験や、アンケート等の調査を行う場合には、次の各項目を遵守し、どのような倫理的配慮をしたかを学修成果に記載すること。

- ① 個人が特定できるようなデータが得られた場合には、学修成果を作成する際に、個人の氏名、生年月日、詳細な住所などの情報を学修成果の中で示さないなど、個人の特定ができない内容としなければなりません。
- ② 対象となる人に、事前に、実験や調査の過程に関する説明を行い、自由意思に基づいて実験や調査の対象となることへの同意（インフォームド・コンセント）を得ることが求められます。
- ③ 保存されている試料やデータなどを用いて実験や調査を行う場合には、試料やデータを保存している機関の倫理審査委員会もしくは施設責任者の承認を得ることが求められます。

- (3) 動物を対象とする実験や調査を行う場合には、
できる限り実験動物に苦痛を与えない方法によるなど、
動物愛護の観点から適切なものとするよう留意し、
どのような倫理的配慮をしたかを学修成果に記載すること。
- (4) 人体への危険を伴う実験・実習・制作を行う際には、
安全に対して十分な注意を払うこと。
- (5) 個人が特定できるようなデータが得られた場合には、
そのデータは適切に管理すること。破棄する際にも適切に
処理すること。

学修成果(レポート)のテーマ例

看護学

- ・認知症高齢者を介護する家族支援と保健師の役割
- ・摂食・嚥下障害患者に対する肺炎予防の看護介入
- ・看護学生の朝食摂取状況と貧血との関係
- ・終末期患者の家族を支える看護支援に対する一考察
- ・地域子育て支援における看護師の役割と課題

検査技術科学

- ・採血手技が生化学データに及ぼす影響の比較
- ・白血病診断における表面抗原分析の有用性について
- ・当院において検出された細菌における薬剤感受性の推移
- ・心電図と脳波検査から見た自立神経活動の解析

放射線技術科学

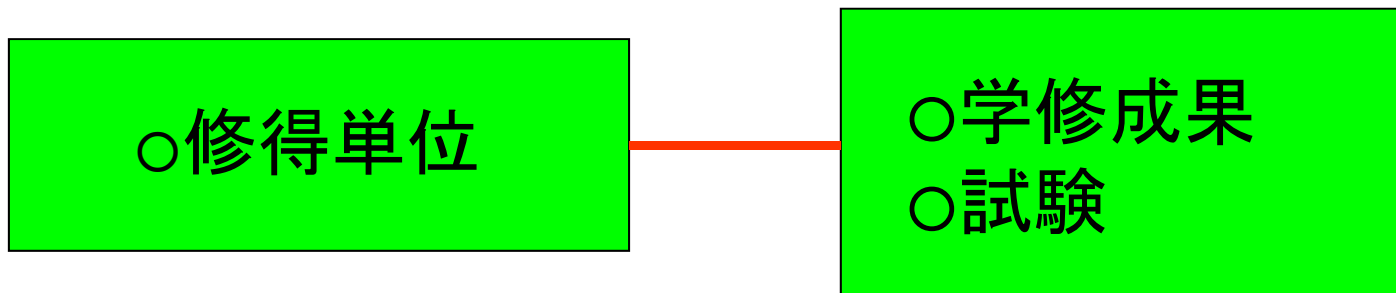
- ・X線撮影における被曝線量測定と人体への影響について
- ・CT検査と超音波診断における空間分解能の比較
- ・肩関節の伸展角度の違いによるMRI撮影像の解剖学的検討

試験の判定は

- 試験の結果だけで判定されるのではなく、「学修成果(レポート)」と「試験」の結果をあわせて総合的に判断されます。
- 不合格となった場合は、個々の申請者に不合格となった理由を通知します。

そして最終的な合否の判定は

「修得単位」の審査及び
「学修成果・試験」の審査の
いずれもが「可」と判定された場合に「合格」となります。



大学評価・学位授与機構の学位制度は

○年齢制限の上限がありません。

○学修期間に上限がありません。

○単位に時効がありません。

(ただし、証明書が必要です。放送大学の場合、
「成績・単位修得証明書」が該当します。)

修得単位の審査

- 機構の求める要件を満たすように単位が修得されているかを審査します
 - 基礎資格該当後に修得した「積み上げ単位」
 - 積み上げ単位のうちの専門科目・関連科目の単位
 - 全申告単位のうちの専門科目・関連科目の単位
 - 全申告単位のうちの関連科目・専攻に係る科目以外の科目の単位
 - 外国語の単位
 - 専攻の区分ごとの基準で求められている単位
- 修得単位が上記のすべての要件を満たしていれば「可」
- 「不可」となった場合はどの要件に対して何単位不足していたかが通知されます